東浦町消費者団体補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、消費生活に係る知識の普及及び自立した消費者の育成を図ることを目的とする東浦町消費者団体補助金(以下「補助金」という。)の交付について、東浦町補助金等交付規則(昭和52年東浦町規則第5号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 この補助金の交付対象者は、卯の花くらしの会とする。

(交付対象事業)

- 第3条 補助金の交付対象事業は、卯の花くらしの会が行う消費者の資質向上のため に実施する事業とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業については、補助金の交付対象としない。
- (1) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とした事業
- (2) 東浦町暴力団排除条例(平成23年東浦町条例第16号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者を利する事業
- (3) その他町長が適当でないと認めた事業

(補助金の使涂)

- 第4条 補助金は、別表に掲げる経費に使用するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費については、補助金を使用してはならない。
- (1) 団体構成員の人件費、事務所維持のための経費等の団体の経常的な運営に要する経費
- (2) 慶弔費、交際費、懇親会費等の社会通念上公金を財源とすることが不適切な経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、50,000 円又は交付対象事業費(前条各項の規定に基づく経費をいう。)からその事業収入等を控除した実支出額に2分の1を乗じて得た額のいずれか少ない額を限度として予算の範囲内において定める。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成 31 年 3 月 15 日から施行する。ただし、この要綱による改正後の東浦町消費者団体補助金交付要綱第 5 条の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

別表(第4条関係)

(1) 報償費	講師謝金、専門家等への謝礼
(2) 旅費	交通費、通行料金等
(3) 需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費等
(4) 役務費	通信運搬費、保険料等
(5) 使用料及び賃借料	会場借上料、機械・器具借上料等
(6) 備品購入費	器具、機材等の購入費
(7) その他	上記以外で、町長が必要と認めるもの